

変額保険、変額個人年金保険へのご加入にあたって

変額保険、変額個人年金保険は、経済情勢や運用実績によっては大きな保障を期待できますが、一方で、株価や金利・為替等の変動によるリスクが発生する特徴があります。

変額保険の死亡保険金には、基本保険金額での最低保証がありますが、解約返戻金額や変額個人年金保険の年金額（基本年金額＋変動年金額）・死亡給付金額には最低保証がありませんので、運用実績によっては払込まれた保険料を下回る場合があります。

・勘定の種類と運用リスク

特別勘定ごとの主な運用リスクの発生要因は以下のとおりです。

特別勘定名	主な運用リスク 各特別勘定の運用方針にもとづき運用を行うため次の要因により積立金に損失が生じるおそれがあります。
株式型	国内株式の価格変動 等
債券型	日本および世界各国の金利の変動、債券の発行体の財務状況の悪化、国内株式の価格変動、外国為替レートの変動 等
総合型	日本および世界各国の金利の変動、債券の発行体の財務状況の悪化、国内株式の価格変動、外国為替レートの変動 等
世界株式型	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 等
世界債券型	日本および世界各国の金利の変動、債券の発行体の財務状況の悪化、外国為替レートの変動 等
短期金融市場型	国内の金利の変動、債券の発行体の財務状況の悪化 等
日本成長株式型	国内株式の価格変動 等
世界コア株式型	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 等

・諸費用について

次の費用を保険料や積立金から控除します。

特別勘定運営費用

特別勘定の運営に要する費用については、積立金から実費を控除します。
 なお、2009年度の控除率（年率・税込み）は次の通りです。

株式型	債券型	総合型	世界株式型
0.05%	0.05%	0.06%	0.37%
世界債券型	短期金融市場型	日本成長株式型	世界コア株式型
0.39%	0.05%	0.06%	0.05%

■上記の控除率はあくまでも2009年度の実績です。運営費は実費を控除していますので、今後も表中の控除率が継続するわけではありません。

■投資信託にて運用を行う場合、投資信託で運用されている資産から信託報酬などが別途控除されます。2010年5月現在、各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬（税込み）は以下の通りです。

〔株式型〕

- 日経225連動型上場投資信託（野村アセットマネジメント株式会社）年率0.252%以内
- 上場インデックスファンド225（日興アセットマネジメント株式会社）年率0.294%以内
- ダイワ上場投信－日経225（大和証券投資信託委託株式会社）年率0.2415%以内

〔総合型〕

- 日経225連動型上場投資信託（野村アセットマネジメント株式会社）年率0.252%以内
- ダイワ上場投信－日経225（大和証券投資信託委託株式会社）年率0.2415%以内

〔日本成長株式型〕

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3（適格機関投資家専用）（フィデリティ投信株式会社）年率0.924%

〔世界コア株式型〕

ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>（ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社）年率0.21%

保険関係費用

保険契約の締結・維持および保障に必要な費用（以下、保険関係費用）を保険料や積立金から控除します。

なお、保険関係費用につきましては、被保険者の性別・契約年齢などにより異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示することができませんのでご了承ください。

変額保険（終身型・有期型・定期型）の場合

- 保険料の払込方法が、月払・半年払・年払の場合

〔保険料払込期間中〕

保険料をお払込みいただいた際には、保険料から保険契約の締結に要する費用等を毎回控除します。また、保険契約の維持・死亡保障等に要する費用を積立金から毎月控除します。

〔保険料払込期間満了後〕

保険契約の維持・死亡保障に要する費用を積立金から毎月控除します。

- 保険料の払込方法が、一時払の場合

〔契約日以後〕

保険契約の維持・死亡保障に要する費用を積立金から毎月控除します。

変額個人年金保険の場合

- 保険料の払込方法が、月払・半年払・年払の場合

〔保険料払込期間中〕

保険料をお払込みいただいた際には、保険料から保険契約の締結に要する費用等を毎回控除します。また、保険契約の維持・死亡保障（死亡給付金のうち一定の金額のお支払いに関する保障）等に要する費用を積立金から毎月控除します。

- 保険料の払込方法が、一時払の場合

〔契約日以後〕

保険契約の維持・死亡保障（死亡給付金のうち一定の金額のお支払いに関する保障）に要する費用として、基本年金原資に年率0.2%/12か月を乗じた額に、年単位の契約応当日の年齢により定まる金額を加えた額を積立金から毎月控除します。